

アルチエ・エ・コーダ 楽団規約

第1条【名称】楽団の名称は、arce e coda（アルチエ・エ・コーダ）（以下、本団という。）とする。

第2条【目的】本団は、弦楽合奏の演奏を通じて音楽文化の発展に寄与するとともに団員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条【活動】本団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ア 定期的な合奏練習（以下定期練習という。）及び合宿等による集中的な練習
- イ 定期演奏会の開催
- ウ その他社会活動に参加するなど、目的達成に必要な活動

第4条【団員】本団の目的に賛同し、定期練習への参加及び次項に定める団費を納めるものを団員とする。

2 団費は月額3,500円とし、毎月初回の練習日に支払うものとする。

ただし、次に該当するものは団費を一部免除する。

- ア 大学生以下の学生及び未就学児は団費から月額3,000円を免除する。
- イ アに該当するものを除く家族2名以上が団員として参加している場合、1名当り団費から月額500円を免除する。

3 団員は、定期練習を欠席する場合は、団員連絡用メーリングリストその他の手段により欠席の旨を届け出なければならない。

第5条【役員】楽団運営のため、次の役員を置く。

- ア 団長 1名： 本団を代表し、団の運営を総括する。
- イ インспекター 1名： 練習活動を管理運営する。団長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ウ ライブラリアン 1名： 本団所有の楽譜を管理する。
- エ 会計 2名： 本団の財務管理を行う。
- オ 広報 1名： 広報、団員勧誘、ホームページ管理など本団の情報の発信及びその管理を行う。
- カ 監事 1名： 本団の運営業務及び経理を監査する。

2 役員は団員の中から団員総会において選任する。

3 役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。ただし、同一の役員として連続して3年を超える選任はできない。

4 役員に欠員を生じ、後任者を選任したときは、その任期は前任者の残任期間とする。

5 各役員は必要に応じ補佐を本人の同意を得た上で置くことができる。

6 役員の兼任は原則認めない。

第6条【パートリーダー】各パートはパート内のメンバーからパートリーダーを1名選出する。

2 パートリーダーは第5条第1項に定める役員を兼任できる。

3 パートリーダーは、各パートを総括し、各パートの代表者として活動する。

4 パートリーダーの任期は1年とするが、再任を妨げない。ただし、連続して3年を超える選任はできない。

5 パートリーダーに欠員を生じ、後任者を選任したときは、その任期は前任者の残任期間とする。

第7条【指揮者等】本団は、合奏練習における指導及び演奏会における指揮を行う指揮者を委嘱することができる。

2 本団は、技術指導を行う指導員を委嘱することができる。

3 本条第1項及び第2項に定める委嘱に係る経費は、予算の範囲内で役員会にて決定する。

4 本団は、団員以外で本団の活動に著しい貢献があったと認められるものを、本人の同意を得た上で団友とすることができる。

第8条【会議】本団の重要事項等を決定する会議は、団員総会及び役員会とする。

第9条【役員総会】役員総会は、団長が10日以上前に通知して招集し、年1回以上開催して次の事項を決議する。

- ア 活動報告及び決算
- イ 活動計画及び予算
- ウ 楽団規約の改正
- エ 役員の選任
- オ 第7条第1項に定める指揮者の選定
- カ その他本団の運営に関する重要事項

2 定足数は団員の過半数とし、議決に当たっては出席者の過半数により決定する。

3 次の場合、団長は臨時総会を招集しなければならない。

- ア 団員の1/3以上の要求があったとき
- イ 役員会において必要と認めた場合

第10条【役員会】役員会は、団の活動に係る事項を審議し、団の運営にあたる。

2 役員会は役員及びパトリードで構成する。

3 役員会は、必要に応じ団員を会議に参加させて参考意見の提示を受けることができる。

第11条【委員会】役員会は、定期練習以外の活動を円滑に行うための委員会を随時設置することができる。

2 委員会は、役員を除く2名以上の団員及び役員で構成し、役員を除く委員のうち1名を委員長とする。

3 委員会は、活動計画及び活動に必要な予算を作成し役員会の承認を受けることで、団費以外の活動費用を団員から徴収することができる。

4 団費以外の費用を徴収して活動を行った場合、委員会は活動完了後2か月以内に会計報告書を作成し、役員会に報告しなければならない。

第12条【演奏会実行委員会】前条に基づき、定期演奏会実施のため演奏会実行委員会を設置する。

2 定期演奏会の実施に必要な選曲、会場確保などの作業を円滑に行うため、演奏会実行委員会は常設とする。

第13条【入団】入団は1回以上の練習参加を経て、役員会の承認を得たのち、団長がこれを決定する。

2 入団希望者は所定のメールアドレスに、送信者氏名、氏名かな、団内連絡用メーリングリスト登録用のメールアドレス及び楽団規約を順守し入団を希望する旨を記載したメールを送信することで入団届に代える。

3 入団者のメールアドレスは、団内連絡用として団員専用HP内にこれを公開する。

第14条【休団】やむを得ない事情により、団の活動に参加不可能なことが判明した場合は、あらかじめその旨を団長に申し出ることにより、1か月以上6か月以内に限りこれを認める。6か月を経てもなお復帰の見込みが立たない場合は、休団期間終了前に再度休団を団長に申し出た場合、一回に限りこれを認めるものとする。

2 休団は1か月単位とし、休団を申し出た月の翌月から起算する。休団期間終了までの団費は徴収しない（休団申出月の団費は徴収する。）。なお、未払いの団費がある場合は休団前に清算を行うものとする。

3 休団期間終了時点で復団の申し出がない場合は、退団とみなす。

第15条【退団】やむを得ない事情により本団を退団する場合は、その旨を団長に申し出るものとする。未払いの団費がある場合はこれを清算する。

2 団長は団費の未払い有無を確認の上、退団を承認する。

第16条【除名】団員が次に該当する行為を行った場合は、役員会の決定により当該団員を除名することができる。

- ア 正当な理由なく3か月以上定期練習に無届欠席したもの
- イ 正当な理由なく3か月以上団費を滞納したもの
- ウ 本団または本団団員に対する誹謗中傷を行ったもの
- エ 本団の信用を著しく失墜する行為を行ったもの
- オ その他、社会通念上不適切な行動・言動等を行ったもの

2 除名となったものの再入団は、原則これを認めない。

第17条【会計】団費、委員会の決定に基づく費用等、団の活動の必要経費の出納管理は会計が行う。会計は収支について遅滞なく記帳を行い、役員その他の求めがあった場合は速やかに現況報告を行わなければならない。

第18条【事業及び会計期間】本団の事業及び会計期間は、各年1月1日を始期とし12月31日を終期とする。

2 団長は、各事業及び会計期間終了後3か月以内に団員総会を開催し、前期の活動報告及び決算を行わなければならない。

附則 本規約は平成24年7月13日から適用する。